

# いぬ どうろく きょうけんびょう よ ぼうちゅうしゃ し 犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病は、人間が発病すれば死亡率の高い病気です。  
この病気を防ぐ為、犬は登録して狂犬病の予防注射を毎年一回受けなければなりません。  
下記の日程で登録と注射を行いますので、犬を飼っている方は必ず受けてください。

## 記

実施日	実施時間	場 所
4月22日(日)	9:00~ 9:15	落合橋前
	9:20~ 9:30	青木・松原園前
	9:35~ 9:50	総合センター前
	9:55~10:05	田出荷組合前
	10:10~10:20	栖原公民館前
	10:25~10:35	吉川公民館前
4月24日(火)	10:40~10:50	図書館前
	9:20~ 9:30	落合橋前
	9:35~ 9:45	平野・大谷英夫邸付近
	9:50~10:00	青木・松原園前
	10:05~10:15	県営・青木団地前
	10:20~10:35	根来医院前
	10:40~10:50	満願寺前
	10:55~11:05	福蔵寺前
	11:10~11:20	北の町憩いの家
	11:25~11:40	港口・タリ前
	13:10~13:20	総合センター前
	13:25~13:35	田出荷組合前
	13:40~13:50	田里共撰前
	13:55~14:05	栖原農協前
14:10~14:20	吉川公民館前	
14:25~14:40	湯浅スポーツセンター前	
14:45~14:55	図書館前	

料 金	
◎ 登録費用	一頭につき 3,000円
◎ 予防注射費用	一頭につき 3,190円
内 訳	注射料金 2,640円 注射済票料金 550円

### \* 集合注射に来られる飼い主さんへの注意。

☆注射に来られるときは、咬傷等の事故を防ぐため犬を押さえられる方が連れてきてください。

☆犬は、健康体であることが前提です。  
☆次の犬は、最寄りの動物病院でご相談の上、注射を受けることをお勧めします。

- ①当日都合の悪い方
- ②慢性的病気を持っている犬
- ③興奮しやすい性格の犬
- ④老齢または生後間もない犬



※上記実施時間については多少前後することがございます。

※犬の登録と予防注射に対するお問い合わせは、住民生活課まで(☎64-1102)

注射と同時に登録されていない犬の登録をすることができます。

(犬の登録は生涯一回となっています。)

犬の散歩はマナーを守り、散歩中のフンは飼い主が責任をもって必ず後始末をしてください。  
また、犬による危害を防止するため、放し飼いはしないでください。

## 各種医療費の助成制度について



	身体障害者手帳1級・2級 特別児童扶養手当1級・療育手帳A	身体障害者 手帳3級
入院	○	○
入院外	○	

●重度心身障がい児(者)医療費助成制度  
重度心身障がい児(者)の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため医療費の助成を行っています。(所得制限があります。)

●ひとり親家庭医療費助成制度  
ひとり親家庭の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、父または母及び児童に対し医療費の助成を行っています。

●乳幼児医療費・子ども医療費助成制度  
子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、少子化対策、乳幼

●老人医療費助成制度  
老人医療は67歳から69歳の方の医療費の自己負担額の割合が3割から2割に減額できる助成制度で、次の①~⑤のすべての条件に当てはまる方を対象に行っています。

- ①あなたとあなたの世帯全員が町民税を課されていないとき。(住民税非課税世帯)
- ②あなたとあなたの世帯全員の前年1年間の収入の合計金額が次の基準以下であるとき。

1人世帯(単身)	100万円
2人世帯	140万円
3人世帯	180万円

以下1人増えるごとに40万円加算。

- ③あなたとあなたの世帯以外の方がある場合、課税世帯扱いになります。
- ④あなたとあなたの世帯全員の前年1年間の収入の合計金額が次の基準以下であるとき。

※収入の中には、遺族年金・遺族恩給・障害年金・老齢福祉年金・雇用保険・福祉給付金など、あらゆる収入が含まれます。

- ③あなたとあなたの世帯全員の金融資産が、次の基準額以内であるとき
- ④あなたの預貯金、国債、株式などの有価証券の合計額が350万円まで。
- ⑤あなたとあなたの世帯全員の預貯金、国債、株式などの有価証券の合計額が350万円×世帯人数まで。

・あなたが現在住んでいる土地家屋は除き、活用できる不動産等の資産を所有していない。

・あなたが現在住んでいる土地家屋は除き、活用できる不動産等の資産を所有していない。

・あなたが現在住んでいる土地家屋は除き、活用できる不動産等の資産を所有していない。

・あなたが現在住んでいる土地家屋は除き、活用できる不動産等の資産を所有していない。

詳しくは、健康福祉課健康推進係(☎64-1120)までお問い合わせください。